

規制シート(様式)

190194701000001

平成28年12月20日

規制の名称	船員法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船員法(昭和22年法律第100号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局船員政策課 課長 高杉 典弘
規制目的	長期間陸上から孤立し、労働と生活が一致した就労体制等の海上労働の特殊性を踏まえ、船員の労働基準について規定し、あわせて、人的側面から航海の安全を確保することを目的として船長の職務・権限等について規定することで、船員の労働保護を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○海上労働の特殊性に鑑み、労働基準法上の陸上労働者保護のための規定をそのまま適用することができないことから、船員法において独自に定める規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間あたりの労働時間について、労働基準法では、原則40時間を上限としているが、船員法においては、限られた定員で船舶運航を行うために連続して労働を行う必要があることから、基準労働期間(例えば、外航船であれば1年)について、平均40時間以内としている。 <p>○航海の安全確保を目的とした船長の職務・権限等に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船舶が港を出入りするとき等は、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。 ・ 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険がある時は、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	船員の労働条件に関する国際的な統一基準である「2006年海上の労働に関する条約」の締結に伴い、船員の労働条件改善を目的として、船舶所有者に雇入契約の締結前及び成立時の書面の交付を義務付け、また、船舶所有者に、船員の責に帰すべき事由により雇入契約を解除された船員の送還の義務付ける等するとともに、船員の労働条件についての検査に関する制度を創設した。(船員法の一部を改正する法律(平成24年法律第87号))	関連する政策評価結果	規制の事前評価(平成23年度実施) http://www.mlit.go.jp/common/000192033.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	従来から、海上労働の特殊性に鑑み、船員の労働条件等に関する国際的な統一基準は、2006年海上の労働に関する条約等の海事関連の条約において規律されており、これらの国際基準に対応するために、我が国においては、陸上労働者の保護を目的とした労働基準法の特別法として船員法において船員の労働保護を図ってきたところである。そのため、今後も引き続き、船員法において国際基準に準拠した船員の労働保護のための規定の整備を行っていく必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		